平成２４年（フ）第５０号
青森県むつ市新町２番14号
債務者　川岸　朋美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘８棟107号
債務者　菅　　雪夫
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５５号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目９番地３シャトル古城102
債務者　首藤　浩平
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目３番21号
債務者　藤原美弥子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２２号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目22番11号
債務者　俵口美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３９号
北九州市八幡西区沖田２丁目17番４―102号
債務者　原口佐登美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４号
鹿児島県志布志市志布志町安楽116番地
債務者　岩根　利夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目５番15号　イペリアルコート寿208号
債務者　山中麻衣子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
青森県八戸市西白山台５丁目11番Ｂ８－２号市営住宅
債務者　田畑　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福島県いわき市内郷御厩町４丁目88番地　グループホームみまや、前住所福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅２―11号
債務者　廣原　真治
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第６８号
熊本市良町１丁目16番８号
債務者　森尾　　修
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７９号
熊本市水前寺１丁目32番28―302号、前住所熊本市帯山９丁目５番28―102号
債務者　牛島由佳利
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１４号
熊本市武蔵ケ丘７丁目５番２―302号
債務者　井上みどり
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２２号
青森市佃１丁目11番28号
債務者　福士　正樹
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
青森市幸畑４丁目16番６号　市営住宅幸畑第４団地６－３
債務者　葛西　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字早田107番地１
債務者　秋元　和寿
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３１４５号
名古屋市港区稲永２丁目４番２―203号　港南荘
債務者　佐々木幸恵
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部